懲戒の処分公告

横浜弁護士会が平成25年11月７日付けでなし、平成25年11月８日に効力を生じた対象弁護士を懲戒しない旨の決定について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記決定を取り消して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

1　処分を受けた弁護士
　氏　　名　出光　恭介
　登録番号　31991
　事 務 所　神奈川県横浜市中区日本大通18
　　ＫＲＣビルディング５階
　　日本大通り法律事務所
2　処分の内容　戒告
3　処分が効力を生じた年月日
　平成26年９月13日

平成 26 年９月 13 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

横浜弁護士会が平成25年11月７日付けでなし、平成25年11月８日に効力を生じた対象弁護士を懲戒しない旨の決定について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記決定を取り消して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

1　処分を受けた弁護士
　氏　　名　茆原　洋子
　登録番号　15152
　事 務 所　神奈川県川崎市宮前区鷺沼１―18―11ニューウェル204
　　茆原法律事務所
2　処分の内容　戒告
3　処分が効力を生じた年月日
　平成26年９月13日

平成 26 年９月 13 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

横浜弁護士会が平成25年11月７日付けでなし、平成25年11月８日に効力を生じた対象弁護士を懲戒しない旨の決定について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記決定を取り消して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

1　処分を受けた弁護士
　氏　　名　出光　恭介
　登録番号　31991
　事 務 所　神奈川県横浜市中区日本大通18
　　ＫＲＣビルディング５階
　　日本大通り法律事務所
2　処分の内容　戒告
3　処分が効力を生じた年月日
　平成26年９月13日

平成 26 年９月 13 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

横浜弁護士会が平成25年11月７日付けでなし、平成25年11月８日に効力を生じた対象弁護士を懲戒しない旨の決定について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記決定を取り消して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

1　処分を受けた弁護士
　氏　　名　両角　幸治
　登録番号　27769
　事 務 所　神奈川県横浜市中区日本大通18
　　ＫＲＣビルディング５階
　　日本大通り法律事務所
2　処分の内容　戒告
3　処分が効力を生じた年月日
　平成26年９月13日

平成 26 年９月 13 日　　日本弁護士連合会

裁決取消訴訟の判決確定の公告

東京弁護士会が同会所属弁護士　山田　　斉会員（登録番号18086）に対してなした懲戒処分（戒告・平成24年12月５日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成25年４月12日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成26年３月６日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成26年９月11日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成 26 年 10 月７日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成25年７月11日に告知した同会所属弁護士　鎌田　豊彦　会員（登録番号31267）に対する懲戒処分（業務停止１月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年９月９日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成26年９月12日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 26 年９月 12 日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30歳代位の男性、頭髪黒髪長め、体格小太り、着衣は黒色ポロシャツ、紺色ジーパン、茶色革製ベルト、ベージュ色のローファー、所持品は無し

上記の者は、平成26年９月７日午前６時34分頃、千葉県柏市富里二丁目３番先路上にて、意識・呼吸無しの状態で仰向けで倒れており、救急隊により東京慈恵会医科大学付属柏病院に緊急搬送されるも、同日午前７時24分に死亡が確認されました。遺体は検視の上、火葬に付し、遺骨を保管していますので、お心当たりの方は、本市保健福祉部生活支援課まで申し出てください。

平成 26 年 10 月７日

千葉県　　柏市長　秋山　浩保

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

埼玉県草加市弁天一丁目一八番四号
株式会社草加ゴルフ販売
代表清算人　関根　康則

解散公告

当法人は、平成二十六年九月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

埼玉県川口市大字峯九六八番地の一
特定非営利活動法人青葉の会
清算人　椎名　裕信

解散公告

当社は、平成二十六年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

埼玉県所沢市中富南二丁目二番地六
有限会社馬場企画
清算人　馬場　　靖

解散公告

当社は、平成二十六年九月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

千葉市稲毛区柏台一番一三棟一〇四号
株式会社タクト
代表清算人　伊藤　高興

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

千葉県成田市前林七三七番地四
有限会社共永建設
清算人　永井　みつ江